

各位

会 社 名 株式会社システムインテグレータ 代表者名 代表取締役社長 CEO 引 屋 敷 智 (コード番号:3826 東証第1部) 問合せ先 取締役執行役員 CFO 山 田 ひ ろ み (TEL. 048-600-3880)

執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、執行役員に対する事後交付型業績条件付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の理由及び目的

当社は、2019年5月28日開催の第24回定時株主総会の決議により、業務執行取締役に対する事後交付型業績条件付株式報酬制度(以下「取締役の株式報酬制度」といいます。)の導入を行っております。その目的は、取締役報酬と、会社業績及び当社の株主価値との連動性を明確化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることにあります。2022年3月1日から執行役員制度を導入したことに伴い、将来の取締役候補である当社執行役員の報酬においても同様の趣旨をもって報酬を決定すべきとの考えから、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会において取締役の株式報酬制度と同様の評価期間、評価方法による本制度の導入が審議され、本日の取締役会において決定いたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、対象となる執行役員(以下「対象役員」という。)に対し当社の中期経営計画の期間である3事業年度の期間(以下「評価期間」といいます。)中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、(i)当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)(かかる報酬を以下「株式交付分」といいます。)、及び(ii)当該当社株式の交付に伴う納税資金に充てるための金銭(かかる報酬を以下「金銭支給分」といいます。)を、対象役員の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度です。したがって、本制度は業績の数値目標の達成度に応じて当社株式及び金銭を交付又は支給するものであり、本制度の導入時点では、各対象役員に対してこれらを交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

なお、現在の対象役員は5名です。取締役を兼務する者は取締役の株式報酬制度が適用される ものとし、本制度との重複はしないものといたします。また、本制度導入後に新たに選任された 執行役員についても取締役会の決定により対象役員に含めることといたします。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象役員ごとに設定した株式数(以下「基準交付株式数」といいます。)に、②取締役会で決定した業績の数値目標の達成度等及び③株式交付分割合である60%を乗じて、各対象役員に交付する当社株式の数を決定いたします。

当社は、かかる当社株式の数に応じて各対象役員に金銭報酬債権(以下「本金銭報酬債権」といいます。)を支給し、各対象役員による本金銭報酬債権の現物出資と引き換えに、株式交付分として、各対象役員に当社株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社株式の払込金額は、当該割当の決定に係る取締役会決議(以下「交付取締役会決議」といいます。)の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象役員に特に有利とならない範囲で取締役会が決定した額といたします。

本制度に基づく株式報酬の付与に伴う納税資金確保のため、当社は、株式交付分に係る本金 銭報酬債権とともに、金銭支給分として、対象役員に金銭を支給いたします。

【本金銭報酬債権の額の算定式】

基準交付株式数(①)×業績目標達成度(②)×60%(③) ×1株当たり払込金額(⑤)

【金銭支給分の算定式】

基準交付株式数(①)×業績目標達成度(②)×40%(④) ×当社株式の時価(⑥)

- ① 基準交付株式数の総数は、100,000 株(評価期間が3年に満たない場合は、100,000 株にその評価期間に応じた割合を乗じて算定される数)を上限とし、各対象役員に係る基準交付株式数は、かかる上限数の範囲内において、対象役員に応じて取締役会において決定します。なお、評価期間の途中で新たに執行役員となった者については、執行役員就任後、最初に開催される取締役会を付与取締役会とみなして、評価期間における執行役員の在任月数に応じて基準交付株式数を決定いたします。また、取締役が評価期間の途中で取締役を退任し、執行役員となった場合には、本制度における執行役員の在任月数は、取締役の在任月数と通算して適用するものといたします。
- ② 業績目標達成度は、中期経営計画に掲げる3事業年度の経常利益累計額に対する業績達成度に応じて、120%を上限として取締役会において決定した割合といたします。
- ③ 株式交付分割合は、60%とします。
- ④ 金銭支給分割合は、40%とします。
- ⑤ 1株当たり払込金額は、交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取

引日の終値を指します。以下「当社株式終値」といいます。)を基礎として、当該普通株式 を引き受ける対象役員に特に有利とならない範囲内で当社取締役会において決定するものと いたします。

⑥ 当社株式の時価は、株式交付分に係る当社株式の払込期日における当社株式終値といたします。

(2) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象役員が、評価期間の途中で退任(死亡による退任を含む。)又は当社規程に定める退任 事由に該当した場合には、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。 評価期間の末日まで在任した対象役員が任期満了により退任した場合には、本制度に基づく報 酬等を受ける権利を有するものといたします。

(3) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下同じ。)によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

以上